

mission
私たちの使命

目の見えない人、見えにくい人が
行きたい時に、行きたい場所へ行くことができるように、
安全で快適な盲導犬との歩行を提供します。

盲導犬の育成と視覚障害者の社会参加を促進するリハビリテーション事業を通して、
視覚障害者福祉の増進に寄与することを目的に事業を行っています。



公益財団法人 日本盲導犬協会
昭和42年に厚生省（設立当時）の許可を受け、日本で最初に設立された盲導犬育成団体です

www.moudouken.net

- | | |
|--|---------------------|
| • 東京事務所
〒169-0051 新宿区西早稲田3-30-16 ホリゾンワンビル5階 | 03-5452-1266 |
| • 神奈川訓練センター
〒223-0056 横浜市港北区新吉田町6001-9 | 045-590-1595 |
| • 仙台訓練センター スマイルワン仙台
〒989-3163 仙台市青葉区茂庭字松倉12-2 | 022-226-3910 |
| • 日本盲導犬総合センター 盲導犬の里 富士ハーネス
〒418-0102 静岡県富士宮市人穴381 | 0544-29-1010 |
| • 島根あさひ訓練センター パビネス
〒697-0426 島根県浜田市旭町丸原155-15 | 0855-45-8311 |
| • 広島事務所
〒731-0223 広島市安佐北区可部南5-11-22 | 082-554-9500 |

あなたの想いをお届けします
確実に、未来へ
遺産からのご寄付のご案内





日本盲導犬協会は、目の見えない人、見えにくい人たちの
安全で快適な歩行をサポートするために、
盲導犬の育成を行ってきました。

盲導犬とともに、行きたい時に、
行きたい場所へ行くことができる。
それは夢を実現する大きな力になると
私たちは確信しています。

あなたが築き上げた大切な財産を、
盲導犬の育成や目の見えない人、見えにくい人の
支援につなぐことを考えてみませんか。

遺贈の先にある物語、それは、
目の見えない人、見えにくい人たちの可能性です。

あなたの想いは、盲導犬とともに、
確実に未来に歩き続けます。

ごあいさつ

私たち日本盲導犬協会は、日本で最初の盲導犬育成団体として、盲導犬の育成及び、視覚障害者の生活支援事業を通じて視覚障害福祉の向上に寄与することを目的とし、皆様方からのご浄財により運営して参りました。

このような事業運営におきましては、ご寄付などによるご支援はもちろんのことですが、皆様の事業に対する温かいご理解やご協力が、私たちの励みになりますことは、間違いございません。

現在、日本全国で活躍する盲導犬の数は約1,000頭というところ です。

まだ、多くの目の見えない人、見えにくい人が、盲導犬と歩きたいと希望し、盲導犬と一緒に新たな一步を踏みだすことを心待ちにしています。

公的助成の少ない私たち日本盲導犬協会にとって、その財源の90%以上は、ご寄付や募金箱に寄せられる募金など、皆様からのあたたかいお気持ちに支えられております。

そうした中で、近年遺贈によって私たちの活動を支えてくださる方が目立つようになってきたことは特筆すべきことと思います。

どうかこれからも私たちの活動をご理解いただき、ご賛同とご支援をいただくことを心よりお願い申し上げる次第です。

公益財団法人 日本盲導犬協会

私たちは日本で初めて誕生した盲導犬協会です。
常に時代をリードしながら、目の見えない人、見えにくい人の
盲導犬歩行をデザインし、生活空間を豊かにするために
全力で取り組んでいます。

公益財団法人 日本盲導犬協会

設立／昭和42年8月

内閣府が公益財団法人として社会的な公益性を認めた団体です。

各分野からの経験豊富な人材で構成される理事会を通じて、堅実かつ透明性をもった組織運営を行っています。



日本盲導犬協会だから生み出したこと、
そして、続けていけること

盲導犬の育成

目の見えない人、見えにくい人にとって、盲導犬は大切なパートナーです。
盲導犬は、障害物を教えたり、段差や角を教えたり、安全で快適な歩行のお
手伝いをします。道路交通法や身体障害者補助犬法という法律によって、目
の見えない人、見えにくい人と一緒に電車やバスに乗ったり、飲食店や医療
機関などさまざまな所に入ることが認められています。
盲導犬と歩く方の多くが、2頭目、3頭目の盲導犬を希望されます。
人と盲導犬の歩みが未来に続くように、1頭でも多くの良質な盲導犬を育成
し、受け継いでいくのが私たちの大きな使命です。

各種リハビリテーション訓練

目の見えない人、見えにくい人の生活の質の向上のために「視覚障害リハビ
リテーション訓練」を積極的に行っています。
短期リハビリテーション訓練では、音声の出るパソコンを使ってインター
ネットを使用する訓練、白杖歩行訓練、家事などの日常生活全般の動作訓練
など、ニーズに合わせてプログラムを組み、訓練を進めています。

普及啓発

盲導犬や視覚障害について、理解を深めていただくための盲導犬デモン
ストレーションや盲導犬の受け入れに関する企業セミナーなどを通して、普及
啓発を促進しています。
また定期的に小中学校訪問を行い、次世代を担う若年層に対して、視覚障
害者福祉の想いを託しています。

こうした活動はみなさまのご支援によって支えられています。
日本盲導犬協会を遺言書に含めていただくことで、
お預かりするご資産が、さらに大きな価値を生み出します。

私たちは盲導犬の一生に責任を持ちます。

盲導犬の誕生から引退後の暮らしまで、私たちは、盲導犬の一生に責任を持って
関わります。そのためには、多くの時間と手間、そして費用が必要です。

誕生

健康で盲導犬に向いた性格の親犬(繁殖
犬)から、盲導犬候補の子犬が誕生しま
す。生後2ヵ月までは、母犬・兄弟姉妹と
暮らします。



パピーウォーカーとの生活

子犬は、生後2ヵ月から1歳になるまでの
約10ヵ月間、パピーウォーカーと呼ばれ
るボランティアの家庭で愛情に包まれな
がら育ちます。



訓練

1歳になると訓練センターに戻ります。
基本訓練・誘導訓練を行い、3回のテスト
を受けます。合格すると目の見えない人、
見えにくい人との共同訓練に進みます。



盲導犬として活躍

共同訓練が終わると、約2歳～10歳まで
の8年間、盲導犬として目の見えない人、
見えにくい人の心強いパートナーとして
活躍します。



盲導犬の引退

10歳を迎えた盲導犬は引退します。
引退後は、引退犬飼育ボランティアのご
家庭や引退犬のための施設でみんなに
愛され、のんびりと余生を過ごします。



遺贈によるご寄付について

遺言書によって指定した個人や団体へ指定した資産を残すことを「遺贈」といいます。遺贈のためには遺言書の作成が必要です。遺言書のない場合、残された資産は、法廷相続人が定められた割合、または遺産分割の話し合いによって決まった割合で相続することになり、法廷相続人がいない場合には国庫に入ります。

遺言書の作成は、専門家へのご相談をお勧めします。

民法で認められている遺言書のうち「公正証書遺言」と「自筆証書遺言」が一般的です。「自筆証書遺言」は費用や手間がかからないという利点がありますが、「公正証書遺言」はより確実にご意志を実現することができます。遺言書を作成するには、弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行など、法律関係の専門家に相談することをお勧めします。ご相談されている専門家の方がいらっしゃらない場合は、日本盲導犬協会、またはお近くの公証人役場や信託銀行へご相談ください。

公証人役場

公証人役場は全国に約300か所あります。日本公証人連合会のホームページには、最寄りの公証人役場の案内がある他、遺言作成についての説明などがあります。

金融期間

日本盲導犬協会は下記の金融機関と業務提携しています。
○三井住友信託銀行 ○みずほ信託銀行 ○りそな銀行

遺言書に書いていただく日本盲導犬協会の名称

遺言書に日本盲導犬協会へのご寄付をお書きいただく場合、団体名称は「公益財団法人日本盲導犬協会」、住所は「〒223-0056 神奈川県横浜市港北区新吉田町6001番9」とご記載ください。名称を正確にご記入いただくことによって、ご寄付や税金控除などの手続きが円滑になります。

遺言執行者をご指定ください

遺言書の中で、遺言書に記載された内容を具体的に実現する「遺言執行者」をご指定ください。遺言執行者をご指定いただくことによって遺贈のご意志を滞りなく実現することができます。

現金以外のご寄付について

土地や債券など、現金以外の資産のご寄付をご検討される場合は、原則として、遺言執行者によって、換価処分（換金）し、それに必要な税金や諸費用を差し引いた金額をご寄付いただくような記載をお願いしております。但し、ご本人のご意思を実現するため、ご事情に応じた対応をさせていただきますので、個別のご相談は日本盲導犬協会までお問い合わせください。

遺留分にご注意ください

配偶者、子、両親などの法廷相続人がいらっしゃる場合、遺言書の内容にかかわらず、遺産の一定の割合について請求する権利が認められています。この割合を遺留分といいます。将来のトラブルを避けるためにも、遺言書作成に際しては、相続人の遺留分に配慮し、慎重にご検討ください。

相続された財産からのご寄付

ご親族が亡くなられ、その財産を相続された場合、その一部を日本盲導犬協会にご寄付いただくことができます。相続開始後10ヵ月以内にご入金いただき、必要書類を添付して相続税の申告をしていただきますと、日本盲導犬協会への寄付額分には相続税が課税されません。詳しくは最寄りの税務署や税務相談室にお尋ねください。

お香典からのご寄付

ご葬儀参列者の方へのお香典返しとして、品物の代わりに日本盲導犬協会にご寄付いただくことができます。日本盲導犬協会から、参列者向けのお礼状をご用意させていただきます。

感謝状を贈呈いたします

遺贈または相続された財産からのご寄付をいただいた場合、ご要望に応じて、感謝状を贈らせていただきます。ご希望により、感謝状の宛名を故人のお名前にすることも可能です。

日本盲導犬協会の約束

- 遺産からのご寄付、またはそのご意志を承った場合、ご本人に無断でその事実を公表することはありません。
- ご遺産の相続は、ご家族や親しい方が優先されるべきであることを承知しています。
- 個人情報 は厳重に管理し、以後、みなさまが日本盲導犬協会からの連絡をご希望されない場合、こちらからお電話を差し上げることはありません。

遺贈をお考えの際は、 お気軽にご相談ください。

Q&A 遺贈に関する、よくある質問



Q:不動産・有価証券など、現金以外を遺贈することはできますか？

A: 現金以外のご遺贈も可能です。不動産・有価証券など、現金以外のご寄付は、基本的には遺言執行者様に遺言を執行する際に現金化していただき、必要な税金・諸費用などを差し引いた上でご寄付下さるようお願いしております。不動産・有価証券等をそのまま受遺できる場合もございます。財産を遺してくださる方の想いを大切にするためにも、柔軟に対応致しますので、まずはお気軽にお問合せください。



Q:自筆証書遺言と公正証書遺言の違いはなんですか？

A: 自筆証書遺言と公正証書遺言の違いを比較致しました。私たちは皆様の想いを確実に実現できるよう、公正証書遺言をおすすめしております。



Q:遺言からの寄付はいくらから受付けていますか？

A: いくらからでも受け付けております。頂いたご寄付は、すべてありがたく頂戴し、盲導犬育成事業および視覚障害者福祉の向上に活用させていただきます。



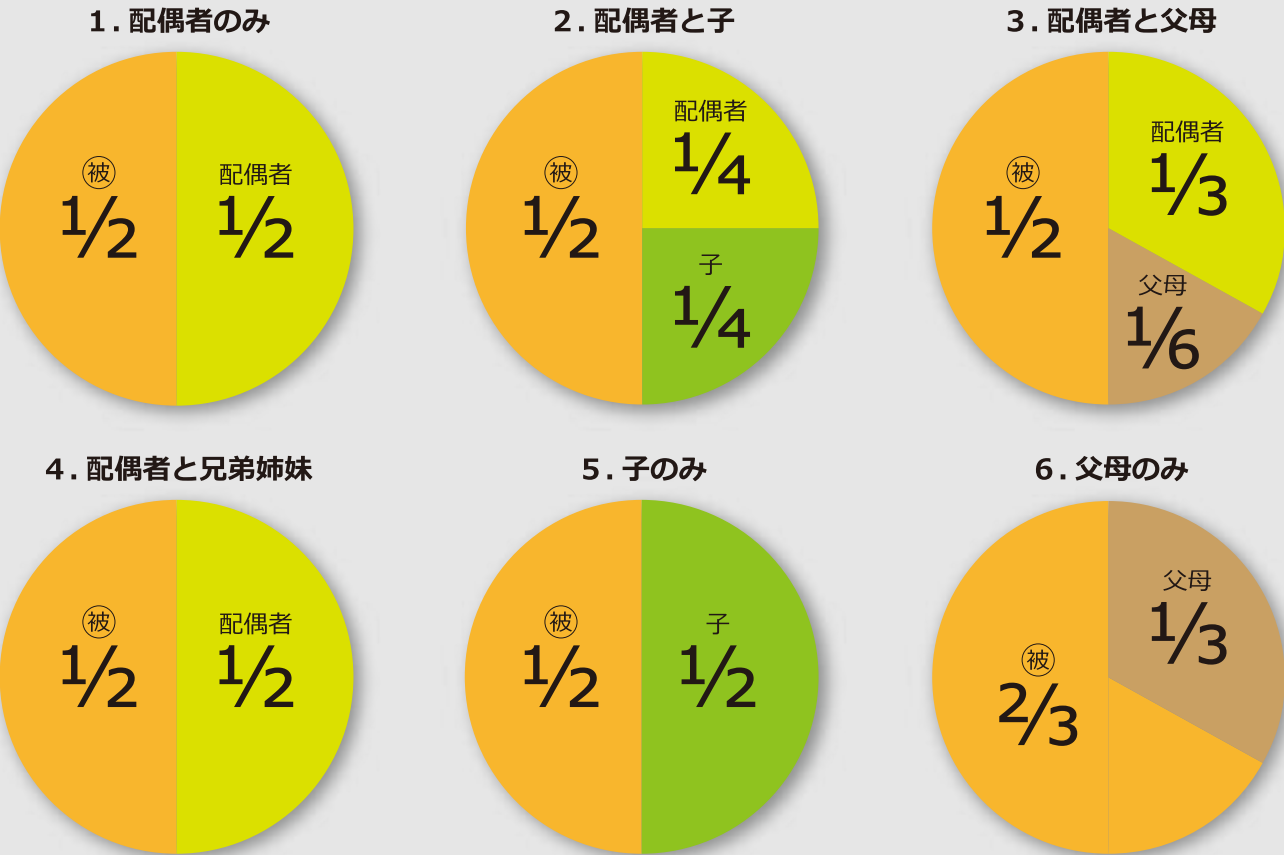
Q:遺留分とはなんですか？

A: 兄弟姉妹以外の相続人(配偶者、子、親など)が最低限度保証された相続財産の受け取り分のことを遺留分と言います。遺留分が侵害されている場合、相続人は遺留分減殺請求を行うことで、相続財産を取り戻すことができます。遺言書の作成時には遺留分を侵害しないようご注意ください。



【遺留分割合の具体例】

①被 = 被相続人（財産を残す本人）が自分のご遺志で自由に処分できる割合（遺贈に充てられる割合）



※兄弟姉妹には遺留分なし

【自筆証書遺言と公正証書遺言との比較表】

	自筆証書遺言	公正証書遺言
特徴	●自分で書ける	●公証人が作成
法的効力	●効力に差はない	
良い点	●自身で作成可能なので比較的手間がかからない	●無効になりにくい ●検認手続きが不要 ●公証役場で管理され、紛失・偽造の危険がない
注意が必要な点	●書き間違いにより無効になりやすい ●紛失する可能性がある ●検認手続きが必要	●手数料がかかる ●証人が 2 人必要



Q:遺言執行者は、
どのような人
なるものですか？

A: 弁護士、司法書士、行政書士、信託銀行などが一般的です。遺言執行には専門的な知識を必要とする場合が多く、専門家を遺言執行者として指定することをおすすめします。一般の方を遺言執行者として指定することもできます。皆様の遺言をしっかりと実現して下さるかどうかが大切でございます。

※日本盲導犬協会を遺言執行者に指定することはできませんので、
ご留意ください。



Q:特定遺贈と包括遺贈の
違いを教えてください。

A: 特定遺贈とは、特定の財産を指定してその財産を受遺者に遺贈する方法です。例えば「100万円を遺贈する」や「〇〇企業の株式を〇〇株遺贈する」等、明確に財産を指定し遺贈する方法です。一方で包括遺贈とは、財産の全てないし、全財産の一定割合を遺贈する方法です。この場合、借金等のマイナスの財産も指定された割合で相続されます。日本盲導犬協会に遺贈いただく際は、基本的に特定遺贈にてお願いしております。包括遺贈をお考えの際は事前にご相談ください。



Q:寄付の使いみちは
指定できますか？

A: はい、使いみちの指定は可能です。
ご寄付を賜る際は、盲導犬育成・視覚障害者の自立支援等の公益事業への使途指定をお願いしております。まずはお気軽にご相談ください。



公益財団法人日本盲導犬協会は、

視覚障害者の自立と社会参加を推進するために、

動物福祉の精神を尊重した盲導犬の育成・訓練、

リハビリテーション訓練を行い、視覚障害者の福祉の増進と

社会のバリアフリーの促進に寄与しております。

盲導犬育成事業の財源は、90%以上が

一般の方や企業からの寄付・募金で成り立っています。

皆様の応援、ご参加を心からお待ちしております。

遺贈に関するご質問は下記まで、お気軽にご連絡ください。

03-5452-1266

(受付時間:平日10:00～17:00)

お電話口にて遺贈担当をお呼び出しください。

ウェブサイトでも寄付に関するご案内を掲載しています。

<https://www.moudouken.net/>